

地方財政の充実・強化を求める意見書

国においては、大規模な「危機管理投資」や「成長投資」を実現し、日本経済のパイを大きくするとともに、物価上昇に負けない賃金上昇を実現するとし、長年続いてきた過度な緊縮志向、未来への投資不足の流れを断ち切るべく「責任ある積極財政」を推し進めるとされている。

また、国は、「責任ある積極財政」の観点から、税制を含む財政支出がマクロ経済に影響を与えることによる将来の増減収効果を織り込む分析（ダイナミックスコアリング）を導入することや公共事業評価手法の一つである社会的割引率の見直しを検討することとしている。

地方公共団体は、物価高や社会保障関係費の一層の増加に加え、人口減少対策、地方創生の推進、こども・子育て政策の強化、頻発する自然災害への対応など、様々な政策課題に直面している。

このような中、令和6年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、令和7年度から令和9年度までの3年間、一般財源の総額について、令和6年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているが、増大する行政需要に対応し、国と一体となって物価高を乗り越え、人口減少対策などの課題に取り組むためには、今後はより積極的な財源確保が不可欠である。

よって、国におかれては、令和9年度の政府予算と地方財政の検討に当たり、次のとおり措置されるよう強く要望する。

記

- 1 社会保障、人件費の増加、官公需の価格転嫁、地方創生・人口減少対策、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、災害対策、国土強靱化、インフラ老朽化対策、デジタル化の推進、離島・過疎地を含む地域交通対策、脱炭素化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の増額確保・充実を図ること。
- 2 子育て施策の充実、地域医療の確保、介護、生活困窮者自立支援など、社会保障経費がその他の一般行政経費を圧迫することがないように、地方単独事業分も含めた、十分な拡充を図ること。
- 3 地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講ずること。
- 4 地方創生の実現に向け、「地域未来交付金」及び地方交付税における「地方創生推進費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
- 5 地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、総額を確保するとともに、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別の対策ではなく、法定率の引上げをはじめ、抜本的な措置を講じること。
- 6 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年7月8日

鹿児島県議会議長 日 高 滋

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財 務 大 臣
総 務 大 臣
厚生労働大臣
内閣府特命担当大臣（こども政策 少子化対策 地方創生）
殿